



島根県報

平成21年4月17日（金）

第2,077号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県中小企業労働者住宅貸付規則を廃止する規則 (雇 用 政 策 課) 2

【告 示】

県営土地改良事業の工事の完了 (農 村 整 備 課) 2

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 2

保安林予定森林（2件） (") 3

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要（2件） (中 小 企 業 課) 4

都市計画事業の認可 (都 市 計 画 課) 5

【公 告】

基本測量の実施 (用 地 対 策 課) 5

基本測量の終了 (") 6

【特定調達公告】

島根県立中央病院医療廃棄物処理業務委託の落札者等 (病 院 局) 6

島根県立学校用コンピュータ機器等賃貸借に係る一般競争入札の実施 (高 校 教 育 課) 6

【選管告示】

政治資金規正法の規定に基づく寄附を受け、又は支出をすることができない団体 (選 挙 管 理 委 員 会) 9

公布された条例等のあらまし

◇島根県中小企業労働者住宅貸付規則を廃止する規則（規則第56号）

1 規則の概要

島根県中小企業労働者住宅貸付規則は、廃止することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業労働者住宅貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第56号

島根県中小企業労働者住宅貸付規則を廃止する規則

島根県中小企業労働者住宅貸付規則（昭和36年島根県規則第9号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第319号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事 業 名 | 完了年月日 |
|-------------------------|--------------|
| 蟹穴地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業） | 平成21年 2 月25日 |

島根県告示第320号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字別府字石畑101-1、1153から1156まで、1156-1、1156-2、字松峰1147から1149まで、1150-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第321号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
仁多郡奥出雲町八川2539（次の図に示す部分に限る。）、2541-23
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第322号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 4月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町加茂布施402
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第323号

平成21年島根県告示第148号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成21年 4 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ出雲店 出雲市矢野町864-1 外

2 意見の概要

| | 意 見 | 理 由 |
|---|---|--|
| 1 | 開店・閉店時刻の変更に伴い、交通量の変化が考えられることから、対向車待ちの右折車両等により渋滞が予想される場合は、適宜交通整理員を配置するなどして、円滑な交通流を確保するとともに、交通事故防止に万全を期すこと。 | 交通事故防止のため。 |
| 2 | 駐車場及び搬入車両の騒音等の公害苦情が申し立てられた場合には、誠心誠意対応し、その解決に全面協力すること。また必要に応じ、市などが行う公害調査に協力すること。 | 現在、周辺地域の影響は小さいものと考えられるが、変更後の時間帯が一部深夜にかかるため、注意を要する。 |

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町70番地）

島根県告示第324号

平成21年島根県告示第180号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成21年 4 月 17 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

メガセンタートライアル出雲店・デパートパラオ 出雲市今市町259番地 1

2 意見の概要

| | 意 見 | 理 由 |
|---|--|-----------------------------------|
| 1 | 開店、繁忙時等、交通渋滞が予想される場合は、適宜交通整理員を配置するなどして円滑な交通流を確保するとともに、交通事故防止を図ること。 車両出入り口は、障害物を排除して十分な見通しを確保すること。 | 交通事故防止のため。 |
| 2 | 深夜（22：00～6：00）の荷捌きについて、可能な限り行わないよう商品搬入計画等を工夫すること。また荷捌きを含む | 店舗西側に多数の住民が存在し、特に深夜の公害発生の懸念があるため。 |

| | | |
|---|--|--------------------|
| | め深夜における騒音等について周辺への配慮を行うこと。 | |
| 3 | 看板等の照明について、特に深夜時間帯において可能な限り照度を落とすなど周辺地域への光害が発生しないよう配慮すること。 | |
| 4 | 周辺住民から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。 | 住民に対し責任ある対応を求めるため。 |
| 5 | 荷捌き車両について、搬入時の10km/h制限を厳守すること。特に、5：00～7：00の3台については徹底させること。 | 住民の騒音による迷惑防止のため。 |

3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工振興課（出雲市今市町70番地）

島根県告示第325号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 施行者の名称

出雲市

2 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画公園事業 4・4・2号西新町公園

3 事業施行期間

平成21年 4 月17日から平成23年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

出雲市西新町地内及び芦渡町地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備作業）

2 作業期間

平成21年 5 月11日から平成22年 3 月26日まで

3 作業地域

出雲市、雲南市、津和野町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量は、平成21年3月27日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成21年 4 月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報作成作業）
- 2 作業期間
平成20年12月3日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域
松江市

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成21年 4 月17日

島根県立中央病院 病院事業管理者 中 川 正 久

- 1 調達件名及び数量
島根県立中央病院医療廃棄物処理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局総務経営部 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成21年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社衛生センター 岡山県当新田443番地の1
- 5 落札金額
36,540,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成21年2月10日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年 4 月17日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

- 1 入札に付する事項
(1) 件名及び数量

島根県立学校用コンピュータ機器等 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成21年 8 月 1 日から平成26年 7 月31日まで

(4) 納入期限

平成21年 7 月31日 (金)

(5) 納入場所

島根県立学校 50校

(6) 入札方法

借入に要する一切の諸経費を含めた総価で入札に付する。

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」又は大分類「借入品」中分類「情報処理機器」に登録されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、コンピュータ機器及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階

島根県教育委員会高校教育課（電話0852-22-6490）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成21年 4 月17日（金）から平成21年 4 月24日（金）までの間、上記(1)の場所において交付する。交付時間は土日を除く午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 入札書の提出期限等

ア 日時 平成21年 5 月27日（水）午前11時30分まで（郵便入札にあつては平成21年 5 月27日（水）午前10時必着）

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室（郵便入札にあつては、本公告3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年 5 月27日（水）午前11時30分から

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第1会議室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第61条第1項中「その者の見積る契約金額」は「その者の見積る契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、同規則第69条第1項中の「契約金額」は「契約金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額」として取り扱うものとする。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成21年5月19日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied:

Details: Lease of Personal Computers for faculty at Shimane Prefectural School

Desired Date of Delivery: 31 July 2009

Place of Delivery: All high Schools special Schools within Shimane Prefecture (50 Schools)

(2) Deadline for Tender:

11:30 a.m. 27 May 2009 (Applications by mail must arrive at the Office above by 10:00 a.m. 27 May 2009)

(3) Please tender all information to:

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502 Telephone 0852-22-6490

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第16号**

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成21年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年4月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

| 名 称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|----------------|--------|----------|-----------------|
| 牛尾尚義後援会 | 飯塚 慶二 | 牛尾 昭枝 | 出雲市野尻町457 |
| 梅林守後援会 | 小池 博己 | 加納 吉則 | 安来市広瀬町西比田1644-3 |
| 神門地区問題研究会 | 寺田 昌弘 | 山本 常夫 | 出雲市神門町1451-2 |
| 仙山峠ロマンチック街道委員会 | 波多野 誠 | 波多野 誠 | 大田市朝山町仙山415-2 |
| 高原好人後援会 | 小池 茂之 | 益田 勲 | 浜田市日脚町739 |
| 西尾けいを励ます会 | 岡 貞夫 | 三島 良一 | 出雲市上岡田町971 |
| 藤原進後援会 | 長谷川 仁司 | 藤原 信子 | 松江市宍道町宍道1326 |
| 堀江清一後援会 | 西本 潔 | 堀江 太郎 | 益田市高津5丁目21-13 |
| 矢富洋司後援会 | 野村 好晴 | 矢富 和心 | 益田市津田町1374-1 |
| 和田章一郎後援会 | 瀬尾 良基 | 清水 勝 | 大田市久手町刺鹿1942-1 |